

入札説明書

(電子調達システムによる入札用)

松山労働総合庁舎 東側外壁改修工事

愛媛労働局

支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長(以下「支出負担行為担当官」という。)の所属に属する工事又は製造、物件の買い入れその他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 愛媛労働局総務部長 大坪 祥一
調達機関番号 017
所在地番号 38

2 競争入札に付する事項

- (1)件名 松山労働総合庁舎 東側外壁改修工事
(2)内容 松山労働総合庁舎の東側外壁にタイル浮き等が発生しており、剥落の可能性が高いことから、外壁の改修工事を行う。
詳細は、入札説明書及び仕様書による
(3)履行期限 令和8年3月27日(金)
(4)入札方法 入札金額は総価を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5)入札保証金及び契約保証金 免除
(6)違約金 落札した業者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7・8年度厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格において、建設工事(「建築一式」)でC又はDに格付けされ、四国ブロックの競争参加資格を有する者であること。
(4) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあっては、この入札の入札提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
(6) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
(9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ア 主任技術者又は監理技術者として、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級または2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有すると認定した者であること。

イ 配置予定の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ 配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4 入札書の提出場所等

入札書は電子調達システム(<https://www.p-portal.hq.admix.go.jp/>)により提出するものとし、併せて工事内訳書を提出することとする。(工事内訳書の合計金額は、入札書と同額となる。)

ただし、紙により提出しようとする者は、事前に競争入札参加申込書(様式第3号)により申し出る必要がある。

なお、入札者はその提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 入札参加申込受付期限
令和7年9月29日(月) 午後5時00分

電子調達システム	紙入札
①電子調達システムに定める手続きに従い申込みを行うこと。 ②資格審査結果通知書の写し ③誓約書(様式第5号) ④役員等名簿(様式第6号) ⑤自己申告書(様式第7号) ⑥保険料の滞納がないことを証明する書類 ⑦競争参加資格等に係る申立書 (様式第8号)	①競争入札参加申込書(様式第3号) ②資格審査結果通知書の写し ③誓約書(様式第5号) ④役員等名簿(様式第6号) ⑤自己申告書(様式第7号) ⑥保険料の滞納がないことを証明する書類 ⑦競争参加資格等に係る申立書 (様式第8号)

※②～⑦はスキャナ等により電子データ化したもの添付し送信すること

(2) 入札書の提出日時及び場所
令和7年9月30日(火) 午前10時00分まで
電子調達システム又は紙入札の場合は愛媛労働局総務部総務課 会計第一係

電子調達システム	紙入札
①電子調達システムに定める手続きに従い入札を行うこと。	①入札書(様式第1号) 封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は称号)、宛名(支出負担行為担当官 愛媛労働局総務部長殿と記載)及び「○月○日開札【件名】入札書在中」と朱書しなければならない。 【郵便による場合(書留郵便に限る)】 二重封筒とし、表封筒に「○月○日開札【件名】入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、下記(4)宛に送付しなければならない。 提出期限: 令和7年9月29日(月) 午後5時必着

(3) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(4) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
愛媛労働局総務部総務課 会計第一係 電話 089-935-5200

(5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(6) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認めらるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7)代理人をもって入札する場合

電子調達システム	紙入札
①電子調達システムに定める手続きに従い委任手続きを行うこと。	①入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに様式第2号の様式による委任状を提出しなければならない。

入札者又は代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1)開札の日時及び場所

令和7年9月30日(火) 午前10時30分
松山若草合同庁舎6階 愛媛労働局会議室

(2)開札の立ち会い

- ① 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- ③ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ⑤ 入札者又は代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3)再度入札の取扱い

開札を実施した結果、入札者又は代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回を限度とする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 その他

(1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2)ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があること。

(3)落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによるくじにて、落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

(4) 契約書作成

- ① 落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官に提出すること。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別添の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払うものとする。

(6) 入札説明会の実施

本入札についての入札説明会は実施しないものとする。

(7) 障害発生時及び電子調達システム操作時の問い合わせ先

ヘルプデスク 電話番号 0570-014-889(ナビダイヤル)
ホームページ <https://www.p-portal.hq.admix.go.jp/>